

# 一般会計は528億8,000万円

27年度の当初予算が決まりました。予算総額は1,056億3,209万円で、前年度に比べ41億158万円、4.0%の増額となりました。

ここでは、新年度予算を紹介します。  
 財政局課財政担当 (☎65・2166)

## ◆年度別の予算額

年度	予算総額	一般会計
27年度	1,056億3,209万円	528億8,000万円
26年度	1,015億3,051万円	526億3,000万円
25年度	995億7,003万円	514億 円
24年度	1,003億5,750万円	526億7,000万円
23年度	975億9,310万円	517億6,000万円

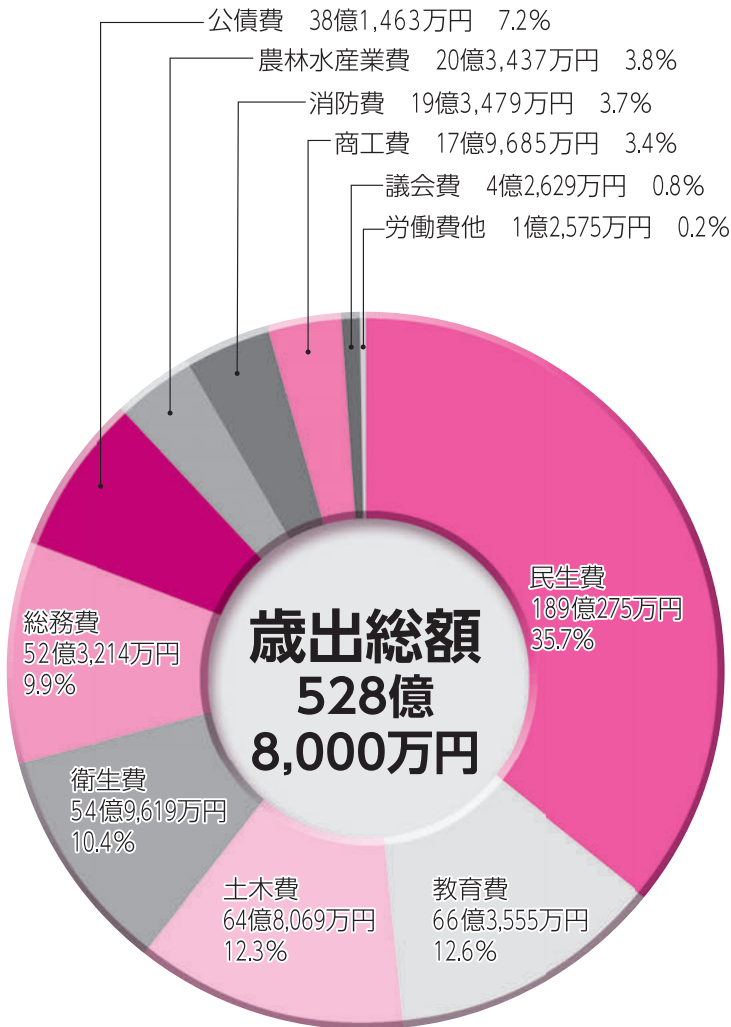
## ◆性質別歳出の主な経費の内訳

区分	予算額	前年対比
人件費	95億8,912万円	△2.0%
扶助費	100億1,834万円	△1.8%
公債費	38億1,463万円	△16.2%
普通建設事業費	62億2,789万円	25.8%
物件費	115億6,979万円	2.1%
補助費等	42億 543万円	10.5%

## ◆市民1人当たりの予算額（一般会計）

区分	予算額
民生費（高齢者や障害者に対する福祉サービスなど）	111,121円
教育費（小・中学校、体育館などの教育環境の充実など）	39,007円
土木費（道路など市民生活に必要な都市基盤の整備など）	38,097円
衛生費（市民の健康を守り、まちをきれいにするためなど）	32,310円
総務費（市役所の一般的な事務の運営費など）	30,757円
公債費（市債（市の借金）を返すため）	22,424円
農林水産業費（農林水産業の振興のためなど）	11,959円
消防費（消防設備や防災体制の充実など）	11,374円
商工費（商工業の振興と経営の安定のためなど）	10,563円
<b>一般会計全体</b>	<b>310,858円</b>

※27年4月1日現在の人口170,110人で試算



- ▼ 特別会計：一般会計とは別に、独立した経費管理が行われる国民健康保険、公共下水道事業などの会計
- ▼ 企業会計：地方公営企業法の適用を受け、市が経営する病院や水道、渡船の各企業活動に係る会計
- ▼ 繰入金：財政調整基金をはじめとする基金や特別会計から繰り入れる財源
- ▼ 分担金・負担金：市が行う特定の事業の実施により、一定の利益を受ける方に、その受益の程度に応じて負担いただく財源（保育所保育料など）
- ▼ 使用料・手数料：施設などの使用や特定の事務によって利益を受ける方に、その経費の全部または一部を負担いただく財源（道路占用料、し尿くみ取り手数料など）
- ▼ 国庫支出金：行政上の目的を果たすために、特定の事業に対して、経費負担割合

## 用語解説



## ◆市税の内訳

税目名	予算額	前年対比
市民税	125億3,061万円	3.5%
個人	101億6,120万円	0.9%
法人	23億6,941万円	16.3%
固定資産税	127億7,963万円	△2.2%
土地	52億5,440万円	0.9%
家屋	44億1,131万円	△7.2%
償却資産	30億7,544万円	0.1%
交・納付金	3,847万円	0.2%
軽自動車税	3億6,059万円	2.1%
市たばこ税	11億 963万円	0.0%
入湯税	1,000万円	0.0%
都市計画税	15億8,153万円	△1.6%
合計	283億7,181万円	0.4%

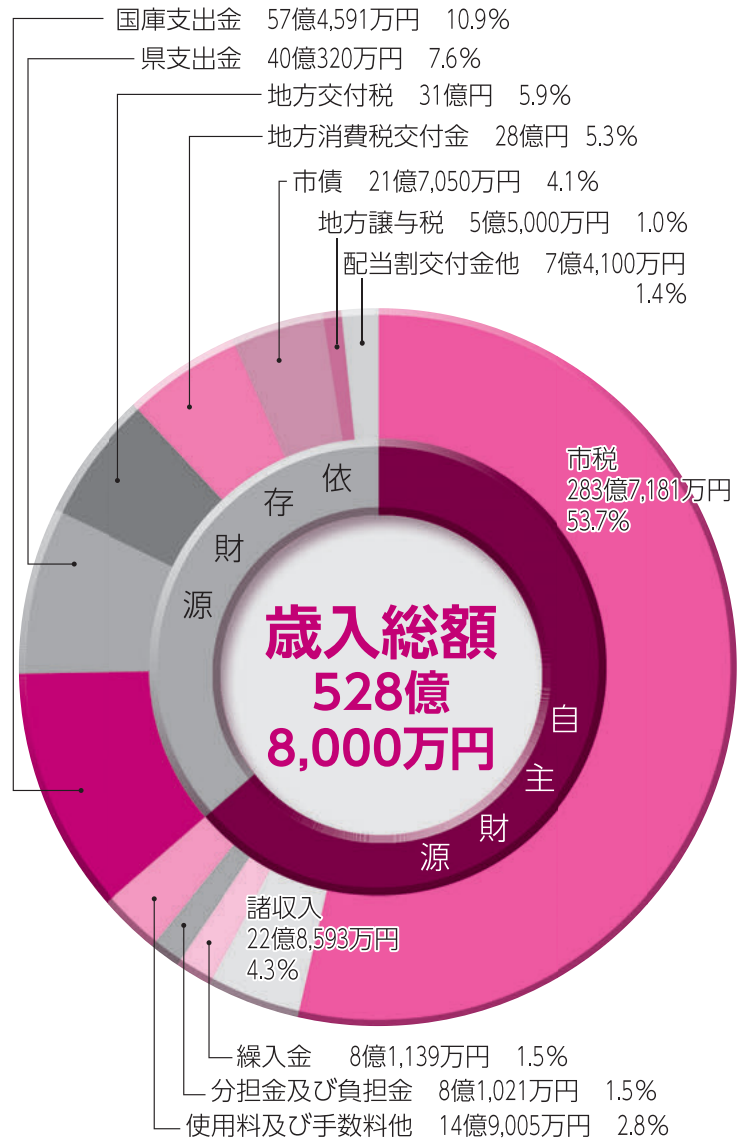
## ◆会計別予算

会計名	予算額	前年対比
一般会計	528億8,000万円	0.5%
特別会計	381億9,684万円	13.4%
国民健康保険	195億8,957万円	20.8%
公共下水道事業	57億2,283万円	12.0%
農業集落排水事業	5億3,044万円	4.5%
介護保険	105億7,550万円	4.9%
後期高齢者医療	17億3,949万円	0.2%
佐久島診療所事業	3,901万円	△7.2%
企業会計	145億5,525万円	△4.3%
病院事業	99億5,859万円	△6.1%
水道事業	44億 554万円	△0.4%
渡船事業	1億9,111万円	2.1%
合計	1,056億3,209万円	4.0%

※端数処理のため各項目の和が合計と一致しない場合があります。前年対比欄の△印は、マイナスを表します。

平成27年度

# 当初予算



- ▼ 国庫支出金：特定の事業に対して国から交付される財源
- ▼ 県支出金：特定の事業に対して県から交付される財源
- ▼ 地方交付税：地方公共団体間の財源の不均衡を調整するため、国税などを再配分し、国から交付される財源
- ▼ 市債：道路や学校などの建設に必要な資金などを、国や金融機関から借り入れる財源
- ▼ 地方消費税交付金：地方消費税の2分の1の額が、県から交付される財源
- ▼ 地方譲与税：地方に属すべき財源を国税として徴収し、国から交付される財源
- ▼ 配当割交付金：個人が県へ納めた配当割額に相当する金額の約59・4%が県から交付される財源
- ▼ 扶助費：生活保護費や児童手当、医療費などの社会保障に要する経費
- ▼ 公債費：市が発行した地方債の元利償還などに要する経費
- ▼ 普通建設事業費：道路や公園などの社会資本、学校や公民館などの公共施設の整備に要する経費
- ▼ 物件費：賃金や旅費、需用費、役務費、委託料などの消費的性質の経費
- ▼ 補助費：市が個人・団体などへ公益上必要と認められた場合に支出する経費